

様式第七（第4条関係）

新技術等実証計画の認定申請書

2019年 10月2日

国家公安委員会委員長 武田 良太 殿

経済産業大臣 菅原 一秀 殿

国土交通大臣 赤羽 一嘉 殿

福岡県福岡市中央区天神 1-9-17 福岡天神フコク生命ビル株式会社 mobby ride
代表取締役
日向 諒

生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 新技術等実証の目標

(1) 背景

当社は、我が国において、GPS機能を搭載した電動キックボードのステーションを設置し、シェアリングする事業の展開を計画している。同事業で利用する電動キックボードは、現行法（道路交通法、道路運送車両法）上は原動機付自転車と取り扱われるため、公道で走行させるためには、これらの規制法令に適合させる必要がある。具体的には、公道走行にあたっては、保安部品の追加を伴う車体の改造、免許携帯、ヘルメット着用の義務等の遵守が必要となる。しかしながら、電動キックボードのスペックや速度性能を見れば、我が国で流通している原動機付自転車よりも、むしろ自転車に類似したものであるといえる。

こうした状況において、スペックに関わらず、電動キックボードが原動機を用いることのみをもって原動機付自転車と取り扱う現行の規制の下では、例えば主要な道路において、自転車専用通行帯が設けられた道路である場合でも、電動キックボードがそこを通行することは道路交通法違反となるため、トラック等の大型車両が通行する車道を通行させるものとされている。これは、電動キックボードの運転者にとってはむしろ危険なものとなるほか、大型車両を含む自動車の運転者にとっても、車線の変更等を行うことを誘引させることとなり、道路交通の円滑さや安全性を損なうこととなる。

また、海外においては、既に米国のBIRD社、LIME社といったグローバルで同様の事業展開を行う企業も現れており、BIRD社においては、世界100都市以上で展開、1,000万回以上の乗車回数を記録しているとともに、各国の行政機関においても、適切な規制や制度設計に向けて様々な議論がなされているところである。その一方で、我が国の現行の規制の下では、事業の主な利用者として想定される日本在住者や外国人観光客に対し、この電動キックボードという乗り物が有している最大の特徴でもある手軽な交通手段としてのサービス提供ができていない状況にある。

こうした他国の状況を考えても、手軽な交通手段として形成できる環境整備が必要と考えており、そのためには、小規模な形であっても実証試験を進め、適切な制度設計に向けた議論が行われるべきであると考えている。

(2) 将来構想

電動キックボードについては、我が国においては手軽な交通手段としての社会実装に至っていない

いが、道路交通における安全性が勘案されることは非常に重要である。そのスペック等を踏まえながら、走行速度や通行区分、運転者要件などが適切に整備され、外国人観光客や日本在住者を含めて適切な形で公道を走行できる環境となることが望ましく、迅速に環境が整備された後には、以下のような事業展開を行いたいと考えている。

- ・ 電動キックボードのシェアリング事業を通じて、人々の短距離移動の効率化を図り、人の移動に関するラストワンマイル問題を解決する一助とする。
- ・ 事業導入時には各地域における観光客誘致の材料として、また中長期的には人々の日常の短距離移動の効率化に貢献する。
- ・ シェアリングという個人所有でない形（プラットフォームビジネス）とすることで、適切な車体の管理（整備不良、不正改造等の防止）、GPS 情報を利用した走行可能エリアの制限、エリアごとの最高速度制限が可能となり、自転車等の既存の交通手段と比較しても安全な交通手段としてサービス提供を行う。

2. 次に掲げる新技術等実証の内容

（1）新技術等及び革新的事業活動の内容

- 電動キックボードのシェアリング事業を通じた人々の短距離移動の効率化。
- 個人所有でなく、シェアリングとすることで、適切な車体の管理（整備不良、不正改造等の防止）、GPS 情報を利用した走行可能エリアの制限、エリアごとの最高速度制限を行ったサービスの提供。

（2）法第2条第2項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法

道路交通法等の規制や現在の道路使用許可等の運用を踏まえ、多様な移動体が行き交う「道路」に類似した実証環境において、電動キックボードを走行させる実証を行う。この実証では、自社が事業で用いようとする電動キックボードの車両や通行における安全であることを検証する（入手可能なデータを活用し、自転車と同程度以上に安全な移動手段であるか否かの検証を含む。）とともに、シェアリング事業の事業性についても確認を行う。

実証は、段階的に行うこととし、道路交通法第2条第1項に定められた道路（以下単に「道路」という。）に該当しない、限定された場所として、大学の敷地内を利用する。実証場所を擬似的な道路として、段階的に、①試乗会の開催、②走行ルートを限定した形での車両の貸渡し、③走行可能範囲を拡大（九州大学伊都キャンパス内で道路に該当しない範囲）した中でシェアリングの実施により、実証を行う。

【実証の手順】

イ 準備段階

- ① 実証実験場所の路面、ユーザーの往来状況等を確認：地図上での確認、実地視察による確認、電動キックボードの試走により危険ポイント等の洗い出しを行う。
- ② ソフトウェア開発：導入地域に合わせた機能の実装。走行可能エリア、エリアごとの最高速度の制限設定を行う。
- ③ 実験の周知：メディアの取材、既存媒体等を利用して、当実験の周知を行う。ビラ作成し看板等による掲示も行う。

ロ 実行段階（具体のオペレーション）

下記3ステップで実証を実施する。なお、走行実証を行う場所は、過去において、九州大学が、道路に該当しない場所であることを確認した敷地である。

【ステップ1】試乗会開催（1日のイベント形式）

- シェアリング（ステーションとアプリを用いるものをいう。）ではなく、対面での貸出形式で試乗会を行う。参加者はスタッフから直接車体を借り受ける
- ① 参加者は受付で注意事項の説明を受けて電動キックボードを借りる。参加者は決められたコース内を走行
- ② 当社は走行状況を監視
- ③ 体験終了後に参加者はアンケートに答える
- ④ 車体のメンテナンス、充電はmobby ride 社員が実施
- ⑤ 試乗は無償とする。

【ステップ2】指定ルートでのシェアリング実証実験（1か月程度）

- GPS 機能、通信機能ありの車体を利用し、エリア制限、速度制限機能の検証、ニーズ検証等をおこなう
- ① 参加者はアプリを登録し、注意事項、実証実験参加に同意をしたうえで、近くにある電動キックボードを開錠。※スタッフは介在しない
- ② 参加者は指定ルートのみでの走行（アプリ内で走行可能ルートが確認できる）
- ③ 複数の駐車可能スポットを用意し、参加者はスポット間を自由に行き来できる
- ④ 乗車終了後はアプリで施錠。
- ⑤ 営業時間終了後に mobby ride 社スタッフ、および協力パートナーが車体のメンテナンス、充電を実施
- ⑥ 利用料金については、0～100 円以下の範囲で設定する。

【ステップ3】走行可能範囲を拡大した中でのシェアリング実証実験（3か月程度）

- 実証の流れについてはステップ2と同様。
- GPS 機能、通信機能ありの車体を利用し、エリア制限、速度制限機能の検証、ニーズ検証等をおこなう
- ① 参加者はアプリを登録し、注意事項、利用規約の確認同意をしたうえで、近くにある電動キックボードを開錠 ※スタッフは介在しない
- ② 参加者は走行可能な範囲において自由に走行（アプリ内で走行可能範囲が確認できる）
- ③ 複数の駐車可能スポットを用意し、参加者はスポット間を自由に行き来できる
- ④ 乗車終了後はアプリで施錠し、決められた方法により料金の支払いを行う。
- ⑤ mobby ride 社スタッフ、および協力パートナーが車体のメンテナンス、充電を実施
- ⑥ 利用料金については、0～100 円以下の範囲で設定する

ハ 実験に使用する車体のスペック

以下の2つの車両を使用する。

モデル	V1	V2
メーカー	Segway Discovery	Segway Discovery
最高速度	25km/h（利用時はソフトウェアによる制御を実施）	25km/h（利用時はソフトウェアによる制御を実施）
走行可能距	最大 45km	最大 65km

離		
重量	13. 5kg	18. 7kg
サイズ	102cm*43cm*113cm	116. 7cm*47. 2cm*120. 3cm
バッテリー	取り外し式	内蔵型リチウムイオンバッテリー
乗車可能体重	30kg-100kg	30kg-100kg
推奨年齢	1 4 歳以上	1 4 歳以上
駆動方式	前輪駆動	後輪駆動
その他装備	GPS、通信機能内蔵、1. 5W LED ライト、テールランプ、ブレーキ（前輪：電気式 後輪：機械式）	GPS、通信機能内蔵、2. 5W LED ライト、テールランプ、ブレーキ（前輪：ドラムブレーキ 後輪：電気式）
参考画像		

ニ 実証を実施するために講ずるその他の措置

- ・安全を考慮し、GPS 機能を活用して場所ごとに最高速度制限を設定する。（最高速度は 18km 未満で設定する。）
- ・アプリ内で走行ルール、乗り方ガイドなどを表示し周知を行う
- ・使用者、非使用者双方からの通報受付窓口を設置する
- ・実証場所への来訪者に向けて敷地内への説明掲示や立て看板等を設置し、周知を行う
- ・事故発生時の対応に備えては、保険加入を行い、対応する
- ・実証場所の状況に応じた監視カメラの設置を実地視察時に検討

（３）法第 2 条第 2 項第 2 号に規定する分析の内容及びその実施方法

実証を通じて以下のデータを取得する。

- データ
 - ◇ 事故件数
 - 重大な事故
 - 時間帯
 - 原因
 - 状況
 - 軽微な事故
 - ◇ 通報受付窓口の受付件数、内容
 - ◇ 車体トラブル
 - ◇ 車体の管理状況（放置、不正使用の有無、それらへの対応状況など）
 - ◇ GPS による管理状況（敷地外検知の件数と対応状況等）、チューニングの状況
 - ◇ 総走行距離及び総乗車回数

- ◇ その他車両、歩行者の交通量
- ◇ リピーターにおける使用頻度
- ◇ 車体稼働率(営業時間中にどれくらいの時間のられたか)
- アンケート等による情報
 - ◇ 利用者へのアンケートおよびインタビュー
 - 自転車と比較して
 - 操作性(乗りやすいか)
 - 利便性
 - 快適性
 - 最高速度設定の適切性
 - ◇ 利用者以外へのアンケートおよびインタビュー
 - 実験期間終了後に自転車と比較してどのような印象を持ったか等をヒアリングする

実証開始後は1か月ごとに実証の状況について主務大臣に定期報告を行う。また、実証終了後は主務大臣に最終報告を行う。

実証中に重大な事故やトラブルが発生した場合には、速やかに、主務大臣に報告する。

3. 新技術等実証の実施期間及び実施場所

(1) 実施期間

認定日から2020年4月末

(2) 実施場所

九州大学伊都キャンパス

(ステップ毎の詳細)

- ステップ1 試乗会
 - 実施期間：認定後1か月以内に1日実施。
 - 実施場所：情報基盤研究開発センター前広場
- ステップ2 指定ルートでのシェアリング実証実験
 - 実施期間：ステップ1終了後に、約1か月程度。
 - 実施場所：課外活動施設Ⅱ～アーチェリー場間
- ステップ3 走行可能範囲を拡大した中でのシェアリング実証実験
 - 実施期間：ステップ2終了後に3、4ヶ月程度
 - 実施場所：センター5号館～アーチェリー場間

※実地調査、事前ステップの結果により修正あり

4. 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

株式会社mobby rideが実証実施者として、以下の参加者等から同意を取得する。

(1) 参加者等の具体的な範囲

- ①：実証場所の管理者である九州大学
- ②：車両に乗車する者（主に九州大学の学生教職員、及び実証関係企業の社員を想定）
 - ・年齢18歳以上
 - ・体重100kg以下
 - ・原付1種免許不保持者含む

(2) 同意の取得方法

実証場所の管理者である九州大学に対しては、次のステップに進む前に前ステップの報告を

行い、次のステップ実施許可を得る。

車両に乗車する者に対しては、以下の方法により実証参加前に同意を取得する。

- ・ ステップ1については、乗車前に実証に関する説明を行い、同意を取得する。
- ・ ステップ2、ステップ3については、専用のアプリケーションを使って会員登録時に電子的手法により同意を取得する。

5. 新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(1) 実施に必要な資金

2,000 万円

(2) その調達方法

弊社にて負担

6. 法第2条第2項第2号に規定する規制に係る新技術等関係規定の条項

*関連法規の条文の抜粋は後述。

道路交通法2条1項1号並びに道路運送車両法2条5項及び6項

- ・ 本実証の実証場所は、道路交通法及び道路運送車両法に定める道路以外の場所に該当するため、本実証は関係法令に違反するものとはならない。

【参考】

○ 道路交通法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 道路 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第八項に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

○ 道路運送車両法

(定義)

第二条 （略）

- 5 この法律で「運行」とは、人又は物品を運送するとしないうにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること（道路以外の場所のみにおいて用いることを除く。）をいう。

- 6 この法律で「道路」とは、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による自動車道及びその他の一般交通の用に供する場所をいう。

7. 規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施する場合には当該規制の特例措置の内容なし

8. 連絡責任者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス

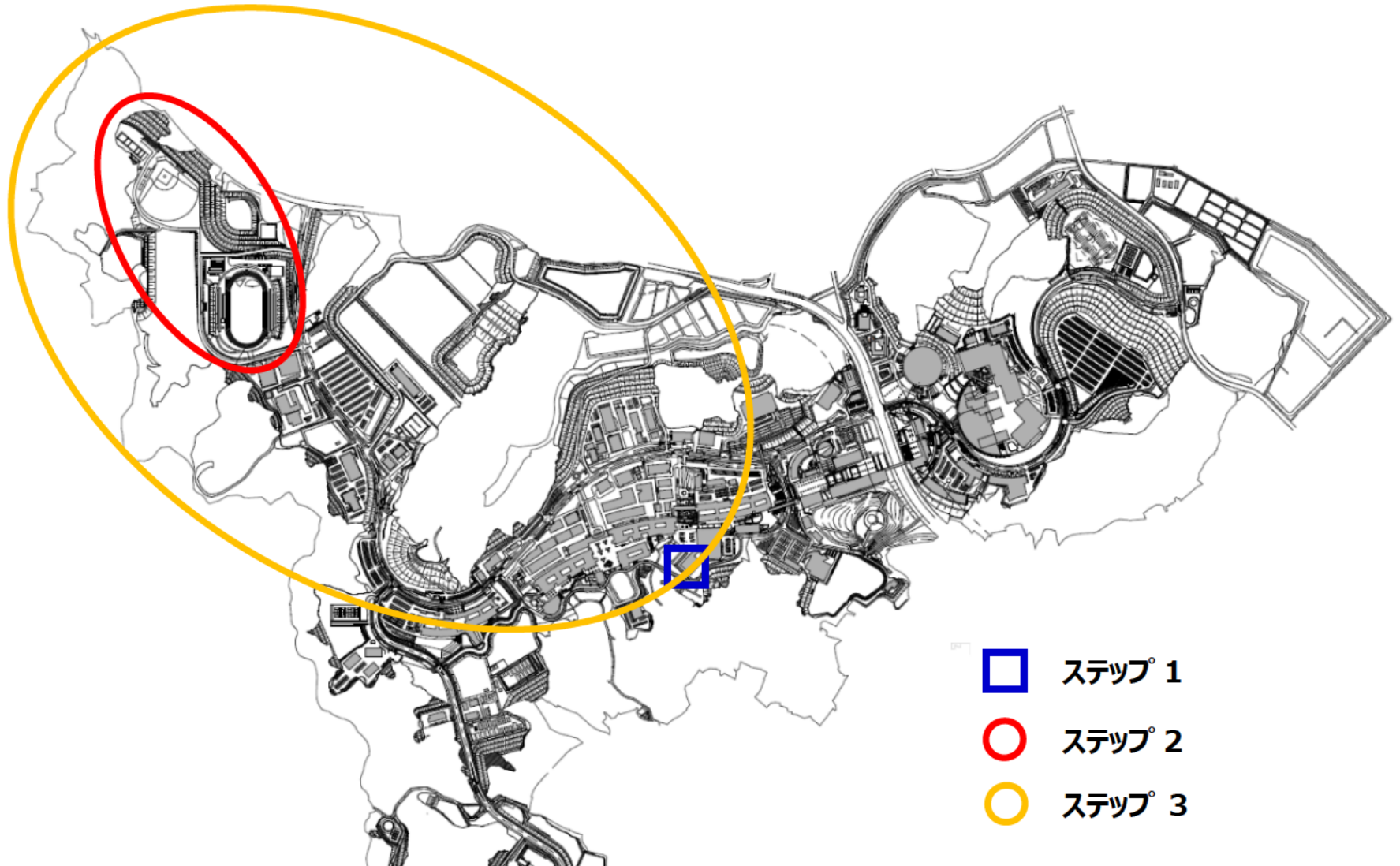
氏名：安宅 秀一

住所：福岡県福岡市中央区天神 1-9-17 福岡天神フコク生命ビル 15 階

電話番号：092-717-3384

電子メールアドレス：atake@mobbyride.jp

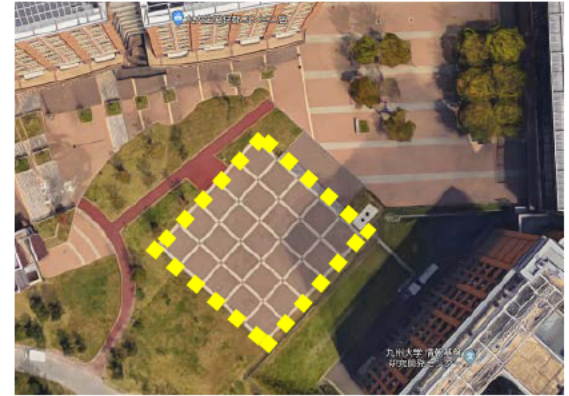
九州大学伊都キャンパス



mobby ride 実証実験場所

□ ステップ 1

- ・試乗体験会（1日）
- ・情報基盤研究開発センター前



○ ステップ 2

- ・シェアリングサービスの実証
- ・課外活動施設Ⅱ～
アーチェリー場エリア



○ ステップ 3

- ・シェアリングサービスの実証
- ・センター 5 号館～アーチェリー場間

